

**地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針
の一部を改正する告示（案）に対する意見公募要領**

令和 5 年 5 月 3 0 日
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第 22 回及び第 23 回産業構造審議会地域経済産業分科会（令和 5 年 3 月 22 日・令和 5 年 5 月 29 日）にて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）附則第 7 条に基づく法律の施行後 5 年の検証を行うとともに、時代の転換点にあたって重要となる GX、DX、重要産業のサプライチェーン強靱化等に必要な事業環境整備等を地方公共団体に促すべく、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和 2 年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号。以下「基本方針」という。）を改定することについて審議しました。

そこで、その結果を踏まえ、地域経済牽引事業の促進に必要と考えられる事業環境整備に関する基本的な事項を追加する等、基本方針の改定を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚なく御意見をくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）
【総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管】

3. 資料入手方法

- （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （２）窓口での配布

経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課（東京都千代田区霞が関 1
－ 3 － 1 経済産業省別館 7 階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 5 年 5 月 3 0 日（火）～令和 5 年 6 月 2 8 日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

- （１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提

出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス： bzl-miraihou@meti.go.jp

（電子メールの件名を「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針
の一部を改正する告示（案）」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	